

不服申立て事案答申第 270 号

不服申立て事案諮問第 283 号

件名：私の DNA に関する資料の不開示（適用除外）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 5 章（行政機関等の義務等）第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないことを理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法に基づき審査請求人が令和 5 年 10 月 3 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 10 月 17 日付けで行った不開示決定について、取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 本件処分の内容

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 10 月 3 日付けで、愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）宛ての保有個人情報開示請求書を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した。

受理した保有個人情報開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容は別紙で、

1. 私が特定年月日に署名した指導書（請求日現在、A 警察署生活安全課で保管するもの）

2. 令和 2 年 3 月頃に私が同意して採取された私の DNA に関する資料と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 保有個人情報不開示決定等

本件開示請求の「2.」で請求人が開示を求める保有個人情報として考えられたのは、審査請求人の DNA 採取に関する資料であったものの、そもそも開示決定の適用除外とされる個人情報であると認められたことから、処分庁は、法第 124 条第 1 項に基づき、令和 5 年 10 月 17 日付けで保有個人情報不開示決定を行い、審査請求人に通知した（以下「本件処分」という。）。

なお、本件開示請求の「1.」については、当該保有個人情報を開示する決定を別に行い、請求人に通知している。

イ 本件処分の理由

(ア) 法第 124 条第 1 項においては、法第 5 章（行政機関等の義務等）第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しないとされている。

DNA に関する資料については、前記司法警察職員が行う処分によって得られるものに該当することから、開示、訂正及び利用停止の規定は適用されない。

(イ) 本件開示請求で審査請求人が開示を求める保有個人情報は、審査請求人の DNA が警察により押収されたことで作成された資料とされているが、これを開示請求等の対象とすると、審査請求人が刑事事件の被疑者として取り扱われたことを明らかにすることとなり、審査請求人本人の社会復帰や更生保護上問題となり、審査請求人に不利益になるおそれがあることから、法第 124 条に基づき、法第 5 章（行政機関等の義務等）第 4 節（開示、訂正及び利用停止）の適用除外とされているものである。

なお、具体的には、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定されている。

(ウ) このように、本件開示請求で審査請求人が開示を求めた保有個人情報を法第 124 条第 1 項に基づき適用除外とした本件処分については、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件審査請求の理由として、「個人情報保護法第 80 条、

裁量的開示を求める」旨主張し、保有個人情報の開示を求めている。

本件開示請求において、審査請求人が開示を求める保有個人情報は、(1)イのとおり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、この情報は、法第5章（行政機関等の義務等）第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されない個人情報であり、第4節内の規定である法第80条の裁量的開示についても、適用されない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、警察に採取された審査請求人のDNAに関する資料である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の法第124条第1項該当性について

法第124条第1項は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報については、同法第5章第4節の規定を適用しない旨を規定する。

これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、これらの情報が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者等の立場で留置場等に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。

処分庁によれば、審査請求人のDNAに関する資料については、法第124条第1項に規定する司法警察職員が行う処分によって得られるものに該当することから、法第5章第4節の開示、訂正及び利用停止の規定は適用されないとのことである。

当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報は、前記(1)のとおりであり、審査請求人のDNAが警察により採取されたことがあることを前提として作成又は取得されるものであることから、法第124条第1項に規定する司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報であって、同法第4節の保有個人情報の開示、訂正および利用停止の規定の適用を受けないものと認められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、法第80条を根拠として裁量的開示をするよう主張するが、本件請求対象保有個人情報は、前記(2)で述べたとおり、第4節の規定の適

用を受けない。

また、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 2 年 3 月頃に私が同意して採取された私の DNA に関する資料

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 4. 16	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 3. 24 (第 247 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 4. 21 (第 248 回審議会)	審議
7. 5. 27	答申